

(趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書(案)又は、委託契約書(案)、入札心得を熟覧し、入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、市を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を市長に提出して確認を得たとき。
 - (2) 入札参加者が過去2年間に、国又は、地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有するもので、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めたとき。
- 2 落札者が契約を締結しないときは、納めないこととした金額に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、公告又は通知書(以下「入札公告等」という。)に示した場所及び日時までに参集し、入札書(別記様式)を入札箱に投函しなければならない。ただし、市長が特に認めるとき、又は入札参加者がやむを得ない事情で入札日時に参集できないときは、入札書を郵便又は持参により提出することができるものとする。

- 2 前項の方法以外の方法により提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しないものとする。
- 3 入札書を郵便で提出する場合は、次に定める方法で行わなければならない。
 - (1) 郵便は入札担当あての一般書留又は簡易書留とし、それ以外は受理しない。
 - (2) 郵便は、外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
 - (3) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、「入札書(朱書きで記載)」、入札日時、事業名及び入札者の商号又は名称等を記載すること。
 - (4) 外封筒には、入札書を入れた中封筒及び工事費内訳書を入れ、封筒の表面に「入札書在中(朱書きで記載)」、入札日時、工事名、入札者の商号又は名称、担当者名及び連絡先(電話番号・FAX番号)を記載すること。
 - (5) 1つの外封筒には2通以上の中封筒及び工事費内訳書を同封してはならない。
 - (6) 1つの中封筒には2通以上の入札書を同封してはならない。
 - (7) 入札書の日付は、公告等に示した入札日を記入すること。
- 4 入札書を持参する場合は、前項に定める方法に準じて行わなければならない。この場合において、同項第1号中「郵便は入札担当あての一般書留又は簡易書留とし」とあるのは「入札書は入札担当へ提出するものとし」と、同項第2号中「郵便」とあるのは「持参する入札書」と読み替えるものとする。
- 5 入札参加者がやむを得ない事情で入札日時に参集できない場合において、第1項ただし書の方法

により提出した入札書が公告等に示した入札日の前日（土・日・祝祭日にあたる場合は、その前日）午後5時を過ぎて到達したときは、受理しない。

- 6 この入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。
- 7 入札参加者が代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ提出しなければならない。
- 8 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 9 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。
- 10 入札に要する経費は、入札参加者の負担とする。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 3 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（別記様式）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 4 入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（経営事項審査結果通知等）

第5条 入札参加者は、入札公告（指名競争の場合は入札日）から落札決定日の間において、当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日の経営事項審査（以下経審という）結果の通知を受けていなければならない。

- 2 前項の経審結果の通知を受けていないときは、入札に参加できない。
- 3 第14条第1項のただし書きについては、第1項の契約予定日は本契約の予定日とする。

（設計図書等に対する質問・回答）

第6条 入札公告等に表示する期間及び場所において、設計図書等に対する質問を受付け、当該質問に対する回答は市ホームページに掲載する。なお、質問者への直接の回答は行わない。

（入札の取りやめ等）

第7条 入札参加者が協定し、又は不穏の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、市長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 入札公告等又は設計図書等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告等で示す入札手続き等を取りやめることができる。

（積算内訳書の提出等）

第8条 入札参加者は、入札に際し積算内訳書を提出しなければならない。ただし、建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理業務については、入札公告等に定めたとうえで積算内訳書の提出を求

めないことがある。

- 2 前項の積算内訳書の積算価格（以下「積算価格」という。）は、入札書の入札価格（以下「入札価格」という。）と原則として一致しなければならない。ただし、積算価格と入札価格の差が1万円未満の当該入札書は有効として取り扱うが、積算価格の値引きは原則として認めない。
- 3 第1項の積算内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。
 - (1) 設計図書（いわゆる金抜設計書）のうち工事費（業務費）内訳書に単価、金額を記載したもの
 - (2) 前号と同等の項目が含まれる独自様式によるもの
- 4 一度提出された積算内訳書は、書換え、引換え、撤回することはできない。
- 5 積算内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに変更契約の対象とはならない。

（入札書の無効）

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。（入札経過書には「無効（失格）」と記載するものとする。）

- (1) 積算内訳書の積算価格と入札書の金額が一致しない入札書（ただし、積算内訳書の積算金額と入札書の入札金額の差が1万円未満の場合を除く。）
- (2) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (3) 入札公告等に表示、参加資格業種、参加資格等級、特定建設業の許可、等の要件を満たさない者が入札した入札書
- (4) 入札に際し、積算内訳書を提出しない入札書及び未記入など不備がある積算内訳書を提出した者が入札した入札書
- (5) 一抜け方式において、落札者が入札した他の工事の入札書
- (6) 同一人が入札した2通以上の入札書（郵送とあわせて2通以上の場合もこれに含む。）
- (7) 入札者が協定して入札した入札書
- (8) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (9) 記名、押印のない入札書
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札公告等、入札心得で示した入札条件に違反して入札した入札書

（開札）

第10条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。ただし、第3条第3項及び第4項の方法による入札における開札は、公告等に表示した方法により行う。

- 2 前項本文の規定による開札は、公開する。

（落札者及び落札価格の決定）

第11条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号のいずれかに該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (1) 最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がな

されないおそれがあると認められるとき。

- 2 前項2号又は3号に該当する入札を行った者は、市長の行う調査に協力しなければならない。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札した者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
- 4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当市の職員にくじを引かせるものとする。
- 5 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

（再度入札）

- 第12条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、又は最低制限価格を設けている場合で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行うものとする。ただし、直ちに再度の入札を行うことができないときは、指定する日時及び場所において行うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、入札公告等において別に入札回数を定めている建設工事等については、再度の入札を行わない。
 - 3 第1回目の入札において無効の入札をした者、入札辞退者、入札遅参者、最低制限価格未満等で失格とされた者については、再度入札に参加できないものとする。
 - 4 再度の入札は、1回を限度とする。
 - 5 再度の入札により落札者がいないときは、当該入札において最低の価格（最低制限価格を設けている場合にあつては、最低制限価格以上の最低の価格）をもって入札をした者との随意契約に移行する。この場合において、見積書の提出は、2回を限度とする。
 - 6 前項の見積書の提出にあつては、第1項及び第3項の規定を準用する。

（入札保証金の処理）

- 第13条 入札保証金は、落札者が決定したとき直ちに、還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えるものとする。

（契約保証金の納付）

- 第14条 落札者は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

（1） 契約保証金の納付

（2） 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（3） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

（4） この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（5） この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができる。

（1） 契約金額が50万円未満で、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと市長が認めたとき。

- (2) 当初設計金額が50万円以上1,000万円未満の工事で落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと市長が認めたとき。
- (3) 委託契約については、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと市長が認めたとき。
- 3 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により落札者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(契約の締結)

- 第15条 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が1億5千万円以上の工事については、仮契約とする。
- 2 前項ただし書の工事については、千曲市議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。
 - 3 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を市長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと市長が認めたときは、この限りでない。
 - 4 契約に要する経費は契約人の負担とする。
 - 5 市長は、落札決定後に落札者から提出された契約書類等で、入札参加資格要件、配置技術者等において虚偽等があると確認されたときは、契約締結をしない場合がある。

(工事等の着手)

- 第16条 契約人は、契約（本契約）締結後10日以内に工事に着手しなければならない。

(技術者の配置等)

- 第17条 契約人は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を、配置しなければならない。
- 2 契約人は、契約した工事にかかる下請代金の額が建設業法第3第1項第2号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請けの状況を文書で市長に報告しなければならない。
 - 3 建設工事の適正な施工の確保を阻害するおそれがあることから、配置技術者の工事竣工前の途中交代は、原則として認めない。ただし、下記の場合はこの限りでない。
 - (1) 配置技術者の退職、病気等真にやむを得ない理由で途中交代する場合は、事前に発注者の承諾を得る上で、交代前後の技術者の技術力が同等以上、かつ、工事の継続性、品質確保等に支障がないことが確認された場合
 - 4 工事カルテの作成・登録について、請負人は工事代金が**500万円以上**の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に直ちに登録を行い、登録された「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出する。なお、提出期間は以下のとおりとする。
 - (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内
 - (2) 完了時登録データの提出期限は、工事完了後10日以内
 - (3) 竣工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内

(一抜け工事)

第 18 条 市が発注する公共工事や業務委託において、工期の短縮、施工管理の適正化、及び受注機会の確保等の理由により、一抜け方式を採用する場合がある。なお、対象とする案件の概要は下記のとおりとする。

- (1) 原則、同一課発注の同種工事で、工期が重複する工事
- (2) 鉄道、国道等、地理的な条件により工事箇所が分断される場合は、一抜け方式を採用しない場合がある。
- (3) 一抜け方式を採用する場合は同時発注を原則とし、入札公告、指名競争入札通知に明示する。ただし、実質的な工期が重複する複数の工事を、諸事情により更に追加して発注するときは、一抜け対象とする場合がある。
- (4) 一抜け対象工事数と該当業者数を考慮し、競争性を損なう恐れがあると判断した場合は、一抜け方式を採用しない場合がある。

(その他)

第 19 条 入札心得に記載のない事項についての取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 工事毎に定められた現場説明事項・施工条件明示事項等に従うこと。
- (2) 土木工事の実施にあたっては、「土木工事共通仕様書」、「長野県土木工事技術指針」、「土木工事現場必携」、「長野県土木工事施工監理基準」によるものとし、記載の無い事項については監督員と協議する。
- (3) 建設業法第 26 条に定める工事現場に置く技術者については、国土交通省発行の「監理技術者制度運用マニュアル」を準用する。
- (4) 特に定めのある場合を除き、提出書類は A4 サイズとする。

(備考)

- 1 工事等に要する材料購入の場合にもこれに準じて作成すること。
- 2 債務負担行為に基づく工事等については、その旨通知すること。

附 則

この一部改正による改正後の入札心得の規定は、令和 7 年 6 月 1 日以降の入札公告から適用する。

入 札 書

(見 積 書)

令和 年 月 日

千 曲 市 長 宛

入札（見積）人

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 ⑩

(代 理 人 氏 名) ⑩

縦覧に供された契約書（案）、設計図書・仕様書及び入札心得並びに現場等を熟覧し、承諾した上で下記のとおり入札（見積）いたします。

記

工事（業務）名	
工事（業務）箇所	千曲市 大字
入札（見積）金額	金 円
備 考	

入 札 辞 退 届

千 曲 市 長 宛

年 月 日

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

㊞

下記について、指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

工 事 （ 業 務 ） 名	
工 事 （ 業 務 ） 箇 所	